

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度活用促進事業委託業務仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、「令和 7 年度中山間地域等直接支払制度活用促進事業」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和 7 年度中山間地域等直接支払制度活用促進事業委託業務

2 目的

制度の活用促進を目的に、スマート農業機器の展示会を開催し、関係者が実際に機械を見たり、メーカーの説明を受けたりすることで、中山間地域でのスマート農業機器の導入を後押しする。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- （1）長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号）及び諸規則
- （2）委託契約書
- （3）その他関連法令及び通達

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 業務の内容

受託事業者は、次の項目について委託者と協議の上、スマート農業機器の展示会を開催する。

- （1）展示会開催に向けた企画・調整・募集・受付業務
 - ・中山間地域の集落協定の住民が本制度の活用促進を、自らが考えるきっかけとなるようなプログラムを企画立案すること。
 - ・企画実施に伴う各種調整（会場の確保、集落協定等の関係者への案内、参加メーカーとの連絡調整等）を行うこと。
 - ・必要に応じて、先進事例の講演等も展示会にあわせて実施すること。
 - ・参加者に対しアンケートを実施することとし、アンケート項目については、委託者と協議の上、決定すること。回収したアンケートを集計し、結果を提出すること。
- （2）実行計画書および当日進行に関わる資料の作成
 - ・委託者と協議の上、以下の資料を作成すること。
実行計画書（開催概要、周知方法、運営体制）、進行台本、会場構成

- ・開催概要は以下を参考にすること。

開催日時	令和8年2～3月の平日 2～3時間程度/回
回数	2回
会場	以下のスペース・設備を有する県内の施設 ・スクリーンを活用して、多数の参加者向けに説明が可能 ・スマート農業機器等の展示が可能 ・駐車場
対象者	(メイン) 中山間地域直接支払制度を活用している集落協定の代表者、構成員 (サブ) 市町村事業担当職員、 関係機関・団体職員等
内容	① 制度説明 ② スマート農業機械の現状 ③ スマート機械の紹介発表 ④ スマート農業機械の展示（鳥獣害対策もあわせて）
参加料	無料

※物理的距離を考慮し中規模を2回程度開催することを想定しているが、大規模を1回、小規模を3回など必要に応じて提案することを妨げない。

(3) 展示会の開催、運営

- ・展示会の当日運営業務全般（当日は県からも協力可能）
- ・出演者等への謝金・旅費、シンポジウム開催に要する経費※の支払い一式
（※会場借上料、設営費、機材使用料含む）

6 成果物等

4の業務内容をまとめた報告書を1部、令和8年3月31日までに提出すること。

7 スケジュール

事業実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおり。受託者は下表及び企画提案に基づく本業務を実施すること。

時期（目安）	内 容
令和7年11月～ （契約締結後）	打合せ、開催に向けた調整
令和8年1～2月	対象参加者への周知開始
令和8年2～3月	展示会開催

8 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三

者に漏洩してはならない。

9 その他

- (1) 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。
- (2) 本委託業務で作成する情報は、委託契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様に追加する場合がある。

10 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- (4) 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (5) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (6) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (8) 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- (11) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。